

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、保健福祉課長、吉津瑞穂さん、教育次長、吉津なおみさんの欠席の届けがありました。

開議前にお願いいたします。

議事録作成やインターネット配信の際に、発言内容が聴きとれないケースが多々ありますので、発言される際はマイクに近づき発言されるようお願いいたします。

定足数に達しましたので、ただ今から令和 8 年只見町議会 2 月会議を開会します。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（佐藤孝義君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において、9 番、矢沢明伸君、10 番、鈴木好行君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（佐藤孝義君） 日程第 2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 改めて、おはようございます。

令和８年２月会議開催にあたりまして、行政諸報告をさせていただきます。

１、町職員の退職について。

令和８年１月３１日付で、次の者が退職いたしました。所属、保健福祉課（副主査）。指名、渡辺俊。

２、桑折町、埴町との防災協定の締結について。

令和７年１２月２３日に、只見町役場において桑折町と埴町との三町間で、災害時における相互応援に関する協定を締結しました。これらの町は地理的に離れているため、同時に被災する可能性が低いことから、今回の協定締結に至ったものです。

３、栃木県那須町との防災協定の締結について。

令和８年１月２０日に、那須町役場において災害時における相互応援に関する協定を締結しました。この協定は、下福井出身の片桐俊輔氏がきっかけとなり締結に至ったものです。

４、落雪による事故について。

令和８年２月４日午後３時３０分頃、八木沢地区の集落排水処理施設の近くにある放水サイレン設備の点検作業を行っていたＪＰハイテックの作業員１名が排水処理施設の建物から落下した雪によって足を負傷する事故が発生しました。

５、令和７年度 文化科学大臣優秀教職員表彰について。

只見中学校は令和７年度 文部科学大臣優秀教職員表彰において、社会に開かれた教育実践奨励賞を受賞しました。

只見中学校が長年取り組んできた、ＥＳＤ／ＳＤＧｓ教育による持続可能な只見町を担う未来世代の育成を目指した教育活動が、組織的かつ継続的に実践され、学校教育を通じてよりよい社会づくりに寄与する顕著な取り組みとして評価されたものです。なお、表彰式は１月２０日に東京で行われました。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎特別委員会調査報告

○議長（佐藤孝義君） 日程第３、特別委員会調査報告を議題とします。

只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の調査が終了し、会議規則第77条の規定により調査報告書が議長に提出されましたので、委員長の報告を求めます。

只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会、委員長、中野大徳君。

中野委員長は登壇願います。

〔調査特別委員会委員長 中野大徳君 登壇〕

○調査特別委員会委員長（中野大徳君） 只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その調査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査事項。只見町議会議員の適正な定数、報酬の調査について。

2、調査日等。調査日は記載のとおりであります。（2）出席委員、議長を除く全員であります。

3、調査結果。1、議員定数。定数を現行12名から2名減員の10名とする。2、議員報酬。時代にあった報酬とする方向で、町長が諮問する特別職報酬等審議会の客観的な判断を行っていただく。

4、経過等まとめ。

近年の自治体の議員定数の変遷を見ると、平成23年、地方自治法の改正により、これまで人口区分に応じて定められていた議員定数の上限が撤廃され、住民理解が図られるよう十分配慮し自治体の自主的な判断で定めることとされた。その後、人口規模などから定数を定める市町村が多く見受けられるようになっている。

しかしながら、町議会は合議制の意思決定機関として住民の意思を町政に反映し、二元代表制のもと、町政の具体的な政策の最終決定及び町政に対する監視機能を果たすという重要な使命があり、町民の負託に応えるため、慎重な議論を重ねてきました。

その中では、町民の声、町の財政状況や経済状況、人口減少が進む中、議員定数も削減との考えから、定数の削減とする意見、一方、結論を出すにはまだ委員会としては勉強不足、住民意思の反映やきめ細かい監視の低下となる、削減ありきの議論はおかしいとの考えから、現状維持との意見もあった。

これらの意見を踏まえ、委員全員が意見を表明した結果、現状維持を主張する委員が3名、2名減を主張する委員が6名、4名減を主張する委員が1名となったところである。

委員長から、委員会での決定としては全会一致が望ましいが、現在まで5回にわたり会議を開催し、各集落区長へのアンケートや議会報告会で町民意見を伺うなど、十分な協議・検討を行ったものとする。これ以上の議論は堂々巡りとなり採決により決定したい旨の提案がなされた。採決にあたってははじめに意見の多かった、定数削減について討論・採決を行い、反対2名、賛成1名の討論の後、定数削減について賛成者の起立を求め、賛成多数により定数削減とすることに決定した。その後、酒井委員より、議員定数は議会制度の根幹に関わる極めて重要な要素であり、多様性・代表性・機能性のいずれをとっても、現在の定数を削減することには合理性を見出すことはできない旨の少数意見の留保の発言があり、賛成者2名により成立した。

引き続き、削減人数について採決が行われ、2名削減と4名削減の意見があり、意見の多かった2名削減について討論・採決を行い、反対1名、賛成1名による討論の後、起立による採決が行われ、賛成多数により2名削減とすることに決定した。

この定数の決定にあたっては、選挙で選ばれる議会が大前提であること、役割と責任を分かち合える人数として現段階での適正人数を10名と決定したものとする。

議員報酬については、現在、当町の議員報酬は県内でも最低の水準であり、議員報酬の低さは議員のなり手不足の一因でもある。特に若い世代や制約のある職業分野から議員に立候補するためには、報酬増額により生活が保障できるよう検討する。しかしながら、特別職及び議員の報酬額の決定については、町長が特別職報酬等審議会に諮問し、答申を得て方向性が示されていることから、時代にあった報酬とする方向とし、町長が諮問する特別職報酬等審議会の客観的な判断を行っていただくとの内容で採決を行い、賛成多数により決定した。

なお、特別職報酬等審議会では、本町の財政状況を鑑みるとともに、客観的な判断を行っていただき、この調査報告書を参考としていただきたい。

最後に、当委員会において、議員定数、報酬以外の議論において、常任委員会の在り方やさらなる議会改革の必要性など、様々な意見が出されたところであり、本委員会での各委員の意見を踏まえ、今後、議会活性化等の取り組みについて議会運営委員会において引き続き検討されるよう望むものである。急激な人口減少が進む当町、さらなる議会活性化に向けて、議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会の設置は必要不可欠な議論の場となったものと考え、慎重に審議をいただいた委員各位へ感謝を申し上げ、報告いたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 委員長、しばらく右側にずれていてください。

次に、本件については、酒井議員から、議会会議規則第76条第2項の規定により、少数意見の報告書が提出されています。

これより、議会会議規則第41条第2項に規定により、少数意見の報告を求めます。

3番、酒井右一君。

酒井議員は登壇願います。

〔3番 酒井右一君 登壇〕

○3番（酒井右一君） 3番、酒井です。

今、議長からあったとおり、先の特別委員会では反対の、少数意見の提出いたしました。

委員は私と山岸国夫、目黒道人でございます。

少数意見の報告書。

令和8年1月13日開催の只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり只見町会議規則76条第2項の規定により報告いたします。

1、議員定数削減の委員会報告について。

2、意見の要旨。

議会二元代表制の意義と議会の役割。

地方自治制度は、執行機関、つまり首長と議決機関、つまり議会という二元代表制によって成り立っており、議会は合議制に基づく監視・提言機関として、その役割を担っている。その使命は行政権の専横、あるいは独裁、これを防ぎつつ、住民に寄り添った多角的な政策形成を担保することにあります。

②議会制民主主義と多様性の保障。

憲法93条に基づく議会制民主主義のもと、議員は年齢、性別、障がいの有無、職業、知識・経験、人間性などの多様な背景を有する者から選出されており、それぞれの、各々の価値観や視点の違いこそが議会の本当の本質的な強みであります。多様な意見が交差し、最終的には合意形成を図るために、一定の構成員数が不可欠であり、議員定数の削減はその前提を損なうおそれがあります。

③定数は人口だけで判断すべきではない。面積の要件もある。

本町は、過去、昭和の合併により形成された只見・朝日・明和の三地区から構成されています。それぞれの地域は広く、固有の行政的・経済的特徴を有しており、単に人口の減少

から、その観点から画一的に定数を論じることは妥当ではありません。地域固有の特徴とは具体的に次のとおりです。

この旧伊北村、只見地区は複数のダムを擁し、そこから生じる巨額な固定資産税収を背景とした財政を構造しております。

次に、朝日地区には広大な山林を有する朝日財産区が存在し、森林資源の管理・活用を巡る独自の行政課題を抱えております。

次に、明和地区では、夏秋産トマトに代表される農産物の生産が盛んであり、農業振興とその担い手の育成が地域経済の柱となっております。

このような三地区がそれぞれ異なる政策課題と地域資源を有していることから、それぞれの実情を議会の適切に反映するための定数確保が必要であります。

また、地方自治法改正前には議員の上限がありました。人口2,000人未満の町村における議員定数上限は12人と明記されていまして。この規定は、議会機能と地域代表性の維持を意図した制度設計に基づいており、現行では、既にこの上限のありようは撤廃されているものの、当時の趣旨を踏まえるならば、12人という水準は一つの実務的な基準として再考されるべきであります。

なお、定数がこれを下回る場合、常任委員会を2委員会体制で維持することが困難となり、少数意見の仕組みが機能不全に陥る可能性があります。少数意見とは今私が言ったものです。これにより、議論の多様性が、議論の多様性が損なわれ、委員会運営の一元化や皆さんの過負荷、つまり負荷が多くなると、過負荷によって、政策審議の質の低下も懸念されます。

④として、報酬水準と担い手不足の現実。

只見町の議会費は一般会計に占める割合が約1.16パーセントと、全国平均1.20パーセントを下回っており、議員報酬の水準は決して高いものではありません。議員報酬のみで生計を立てることは困難であり、兼業が前提となる実態からも、定数削減がなりて不足をさらに深刻化させる危険性があります。

⑤拙速な定数削減への懸念と警鐘です。

人口減少イコール定数削減という単純な図式をもって定員を減らすことは、議会制度の本質を、憲法93条に占められた本質を見失う短絡的な判断であります。議会の果たすべき機能、住民との信頼関係の構築、地域課題からの的確な把握といった根幹部分を十分に踏まえない定数判断は、かえって住民から思慮の浅さ、これを指摘され、議会への信頼を損ねかね

ません。

結論です。

議員定数は、議会制度の根幹に関わる極めて重要なものであります。しかも、この特別委員会で論議される議論は、只見町議会の将来を決めるものであります。多様性・代表性・機能性のいずれをとっても、現在の定数を削減することには合理性を見出すことはできません。したがって、私は定数削減には反対するものであります。

以上、少数意見を述べさせていただきました。

○議長（佐藤孝義君）　しばらくその席でお待ちください。

以上で、少数意見の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

はじめに、只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会委員長の調査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　質疑なしと認めます。

以上で、只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会委員長の調査報告に対する質疑を終了します。

次に、少数意見の報告に対する質疑を求めます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　質疑なしと認めます。

以上で、少数意見の報告に対する質疑を終了いたします。

中野委員長並びに酒井議員は自席にお戻りください。

これより討論を行います。

はじめに、委員長報告に対する討論を行います。

討論ありませんか。

4番、菅家忠君。

賛成か…

○4番（菅家　忠君）　反対でございます。

発言よろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） よろしいです。

○４番（菅家 忠君） 私は定数が８名の考えでありますので、委員長報告は１０名でございますので反対の立場から討論させていただきます。

討論の内容はですね、先日の委員会で述べましたので、詳しくはそちらで要約しておりますので、申し上げますので、今回では要約という内容でお話をさせていただきたいと思います。

何か変わる時にはですね、私は前向きに変わっていきたいなと思っております。人口が変わっていく中でですね、町民の皆様もいろいろとお考えのところありますから、なるべく前向きに変わりたいというところでありまして、人口が減っても、定数が減っても、機能を維持できる、変わらず、もしかしたら機能が強化できるかもしれないということに挑戦をしていきたいというところの思想で、まず定数を減っていくほうが良いという考えであります。

１０名にしますと、皆様と意見交換しましたけれども、頑張って現状維持だなという、１０名になった時には。議会機能がですね。ですが、私は８名にしたら、議会機能強化できる可能性があると思っておりますので８名にしていきたい、委員会を一つにして８名でやっていきたいというふうに思っておりますので、その考えであります。

そうですね。最後、ちょっと付け加える感じでしたら、議員はもっと働くべきだなと思っております。８名にして、今の１．５倍働いて、１．５倍の報酬いただいて、それでよいんじゃないかなと思っております。選挙の時に、町のために働かせてくださいと我々は訴えておるわけです。いざ、実際に仕組みが変わって働く時間がだとか、負荷が増える時には、負荷が増えますということは言えないはずです。それは喜ばしいことです。我々が忙しくなるのは。それが８名にしたいなという私の主張の大きなところでもあるなというふうに今討論、報告を聞いて思い出しましたので、最後、付け加えさせていただきました。

私の反対討論は以上であります。

○議長（佐藤孝義君） ほかに、賛成者の討論…

次に、原案に賛成者の発言を許可しますが、ありますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） お諮りいたします。

討論ないようですから、討論なしと認め、これをもって委員長報告に対する討論を終わります。

お諮りします。

本委員長報告に対する少数意見の報告については、会議規則第41条第3項の規定により討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本委員長報告に対する少数意見の報告については討論を省略することに決定いたしました。

次に、採決を行います。

只見町議会の議員の定数と報酬に関する調査特別委員会委員長の調査報告については、少数意見の留保がありますので起立によって表決を行います。

只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会委員長報告のとおり了承することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、只見町議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会委員長報告は了承されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第4、議案第1号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可しますので配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりました。

説明願います。

○農林建設課長（星 一君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものです。

1、名称、種類、数量、ロータリー除雪車1台。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,051万円。4、契約の相手方、会津若松市一箕町亀賀字郷之原224、会津自動車工業株式会社、代表取締役、四家邦博。

配付した資料のほうご覧いただきたいと思います。

こちら入札結果の報告書になりますが、入札については令和8年1月21日に実施をいたしました。指名業者につきましては、大型除雪機械にかかる入札参加願を出されている業者、6者を指名をさせていただき、2名が応札をいただきました。結果については記載のとおりでございます。

本事業につきましては、議会12月会議で議決をいただきました一般会計補正予算の債務負担行為で執行したロータリー除雪車の購入事業でございます。

ロータリー除雪車につきましては、部品等の調達に時間を要するため、この時期に発注をさせていただき、来シーズンの除雪作業に間に合わせたいものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 今、説明がありましたが、ロータリー除雪車1台ということだけなんです、メーカー名、仕様等、わかる範囲で報告願いたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） メーカー名については新潟NR304となります。

仕様につきましては2.6メートルの車幅を除雪する車両ということになります。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

3 番、酒井右一君。

○3 番（酒井右一君） 予定価格と落札価格。この差額というか、パーセンテージはどのぐらいですか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 落札率というご質問だと思います。85.46パーセントでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第1号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

専決第1号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第9号）について、担当課長より報告を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

す。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている下記につきまして、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決第1号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第9号）でございます。

本補正予算につきましては、1月23日の衆議院解散によりまして、1月27日公示、2月8日投開票で執行されます衆議院議員総選挙の執行にかかる予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ881万7,000円を追加し、総額をそれぞれ71億5,118万6,000円とするものでございます。

第2項におきましては、補正の款項の区分及びその区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額としまして、第1表 歳入歳出予算補正を明示してございます。

本予算につきましては、令和8年1月13日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

おめくりいただきまして第1表でございます。

歳入におきましては県支出金、県委託金におきまして補正額881万7,000円を増額をさせていただいております。

2ページ、歳出でございますが、総務費の4項、選挙費におきまして歳入と同額881万7,000円を増額をさせていただきました。

3ページ目から事項別明細書となりますが、5ページご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございます。県支出金の県委託金、総務費、県委託金としまして、選挙費委託金となります。今回の衆議院議員総選挙の執行経費交付金ということで881万7,000円を見込んでございます。

6ページから歳出となります。

4目、衆議院議員選挙費ということで、まず報酬でございますが、会計年度任用職員の報酬。また、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人への報酬をそれぞれ計上させていただいてございます。職員手当につきましては投開票に伴う職員への超勤手当、また管理職の特別勤務手当ということで計上させていただきました。報償費でございますが、選挙公報の配布に伴う連絡員への報償費を計上してございます。旅費及び需要費につきましては

投開票事務に伴う経費ということでそれぞれ計上をさせていただいております。役務費でございますが、通信運搬費につきましては郵券代、また手数料につきましては、今般、冬期間の投票になります。投票所の入り口等の除雪等にもご負担をかけるということで、投票所の除雪費として1ヵ所あたり8,000円の手数料を集落へお支払いしたいと考えてございます。委託料につきましてはポスター掲示板、啓発看板等の作成取付・撤去委託料ということで、今回、冬期間、豪雪の中でのポスター掲示場の設置ということで、個所数を削減させていただいて22ヵ所への設置をさせていただいたところでございます。使用料及び賃借料につきましては開票時の送迎に伴うタクシー借上げを計上させていただいております。今回の選挙執行にあたりましては、道路除雪等を考慮させていただきまして、選挙の投票開始時間を2時間繰り下げをさせていただいて、午前9時からとさせていただいたところでございます。

8ページ以降、給与費明細書となつてございますのでご確認をいただきたいと思います。

以上、ご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ただ今、報告が終わりました。

これをもって、専決第1号は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前10時40分）

